

令和7年度東京都ベンチャー技術大賞 FAQ

目次

応募に関する質問	3
1 対象となる製品・技術、サービス(以下、「製品等」という。)について	3
Q1-1 どういった製品等が該当するか知りたいです。	3
Q1-2 応募できる製品等は1つのみですか?	3
Q1-3 「申請受付までに日本国内において自社名義で販売又は提供を開始している」とありますが、「販売又は提供を開始」とはどのような状況のことですか?	3
Q1-4 募集内容に、「商品化から5年未満の製品・技術、サービス」とありますが、「商品化」とはどのような状況のことですか?	3
Q1-5 試作段階の製品等は応募の対象になりますか?	3
Q1-6 以前東京都ベンチャー技術大賞又は世界発信コンペティションに応募した製品で再度応募することはできますか?	4
Q1-7 他のビジネスコンテストで受賞した商品で応募してもいいですか?	4
Q1-8 海外に展開する予定の商品でなければ対象になりませんか?	4
Q1-9 手づくりで制作された製品でも応募対象になりますか?	4
2 応募資格について	5
Q2-1 応募できる業種に制限はありますか?	5
Q2-2 本店所在地が都外なのですが、応募できますか?	5
Q2-3 一般社団法人、一般財団法人は対象になりますか?	6
Q2-4 グループ応募を検討しているのですが、グループ構成企業に制限はありますか?	6
Q2-5 昨年11月に設立したばかりの、役員のみ会社なのですが、応募しても大丈夫ですか?	7
Q2-6 ベンチャー企業ではないのですが、対象になりますか?	7
Q2-7 社名変更を予定していますが、変更前の社名で応募しても問題ありませんか? また、変更後に応募した方がよいですか?	7
Q2-8 締め切り時点で社名変更登記が間に合わない場合、どうすればいいですか?	7
Q2-9 中小企業者の定義を教えてください。	8
審査に関する質問	9
3 審査方法、審査基準について	9
Q3-1 審査方法や審査基準が知りたいです。	9

Q3-2	受賞企業決定までのスケジュールを知りたいです。	10
Q3-3	二次審査では、どのような内容のプレゼンをすればよいですか？	10
Q3-4	企業訪問では何を見られるのですか？	11
4	応募用紙の作成について	11
Q4-1	提出後に応募用紙の内容は変更できますか？	11
Q4-2	事前に応募用紙の記入についてアドバイスをしてもらうことはできますか？	11
Q4-3	応募にあたり、応募内容について個別に相談することは可能ですか？	11
Q4-4	ビジネススキーム欄に「オープンプライス」とだけ記載しても問題ありませんか？	11
Q4-5	必要な許認可が既に取得済みの場合、「不要」と記載して問題ありませんか？	12
Q4-6	申請内容が外部へ公表されることはありますか？	12
Q4-7	Mac を使用していると申請書のレイアウトが崩れますが、どうすればよいですか？	12
5	提出書類・提出方法について	13
Q5-1	申請にあたり提出する書類を知りたいです。	13
Q5-2	知的財産に関する書類は何を提出すれば良いですか。	13
Q5-3	提出方法は？	13
Q5-4	提出後に提出資料の返却はしてもらえますか？	13
Q5-5	二次審査(面接審査)前に追加で提出が必要な書類は何ですか？	14
6	その他	15
Q6-1	表彰式はいつ、どこで行われますか？	15
Q6-2	受賞したらロゴマークを使用できると聞きましたが、データを貰えますか？	15
Q6-3	受賞後の支援について知りたいです。	15
Q6-4	どのような点が評価されて受賞に至ったかを知りたいです。	15

応募に関する質問

1 対象となる製品・技術、サービス(以下、「製品等」という。)について

Q1-1 どういった製品等が該当するか知りたいです。

過去の受賞製品・技術をご参考にしてください。

<https://venture-award.metro.tokyo.lg.jp/award2024/>

Q1-2 応募できる製品等は1つのみですか？

原則、応募書類1部につき、1つのみです。ただし、セットで販売・提供しているもの、シリーズ化しているもの等、製品等間で関連があり、複数で応募することが相当と考えられるものについては、応募書類1部で複数応募可能です。

Q1-3 「申請受付までに日本国内において自社名義で販売又は提供を開始している」とありますが、“販売又は提供を開始”とはどういう状況のことですか？

店頭に並んだ、HP上で販売開始のお知らせをした、ネット通販で販売を開始した等、顧客が購入できるようになった状態をいいます。実証実験やテストマーケティングのための無償提供は応募対象外となります。

Q1-4 募集内容に、「商品化から5年未満の製品・技術、サービス」とありますが、“商品化”とはどういう状況のことですか？

“販売又は提供を開始”と同様です。詳細はQ1-3をご参照ください。

Q1-5 試作段階の製品等は応募の対象になりますか？

試作段階の製品・技術は対象になりません。販売・提供が開始されており、購入できる製品・技術、サービスである必要があります。

Q1-6 以前東京都ベンチャー技術大賞又は世界発信コンペティションに応募した製品で再度応募することはできますか？

過去に東京都ベンチャー技術大賞又は世界発信コンペティションに申請した製品等と全く同一の内容での申請はできません。ただし、当該製品等に新たな機能等の付加や、仕様の変更・改善を行い、客観的に機能・性能等が向上している場合は、応募することができます。

Q1-7 他のビジネスコンテストで受賞した商品で応募してもいいですか？

Tokyo Social Innovation Tech Award で受賞した製品等と同一の内容での応募はできません。それ以外のコンテストで受賞した商品では、ご応募いただけます。ただし、受賞されたビジネスコンテストの方が制限を設けていることも考えられますので、受賞されたビジネスコンテストのルール上、問題がないかもご確認ください。

Q1-8 海外に展開する予定の商品でなければ対象になりませんか？

海外に展開予定のない商品でもご応募いただけます。ただし、審査基準の「成長性」のひとつに「国内のみならず世界への発信が期待できる」ことがあります。審査基準についてはQ3-1をご確認ください。

Q1-9 手づくりで制作された製品でも応募対象になりますか？

製品の製作に機械でなくてはならない制限はないため、手作りでも問題ありません。一方で、審査基準には市場性として量産できるか、などの項目もあるため、その点を加味して申請書の作成をお願いします。

2 応募資格について

Q2-1 応募できる業種に制限はありますか？

基本的に制限はありませんが、東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条により規制の対象となるもの、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など本事業の賞の授与先として適切でないもの、競輪・競馬等の競走場、競技団、芸ぎ業、芸ぎ幹旋業、興信所、集金業、取立業、易断所、観相業、相場案内所、宗教団体、政治・経済・文化団体、行政サービス、その他公序良俗に反する事業は対象外です。

Q2-2 本店所在地が都外なのですが、応募できますか？

以下に当てはまる場合はご応募いただけます。

〔単独応募の場合〕

都内に支店登記があり、法人事業税において、都内の事業所等における分割基準の割合が最も高い、または都内の事業所における従業員が最も多い、かつ、会社概要・カタログ・ホームページ・名刺等の記載から総合的に判断し、客観的に見て都内に根付く形で事業活動を実質的に営む場合。分割基準は、直近の確定申告書別表 第10号様式でお確かめください。

〔グループ応募の場合〕

代表として申請する法人の本店所在地が都内または上記〔単独応募の場合〕を満たす場合、グループとして応募可。

<例>

1	代表企業	東京都に本店がある	グループ 応募可
	グループ構成企業	神奈川県に本店かつ都内に事業所なし	
2	代表企業	埼玉県に本店かつ都内に事業所があり、都内事業所の分割基準の割合が最も高い、または都内の事業所における従業員が最も多い、かつ、会社概要・カタログ・ホームページ・名刺等の記載から総合的に判断し、客観的に見て都内に根付く形で事業活動を実質的に営んでいる	グループ 応募可
	グループ構成企業	東京都に本店がある	

3	代表企業	神奈川県に本店かつ都内に事業所があるが、都内事業所の分割基準の割合は本店より低い、または都内の事業所における従業員が都外事業所に比べ少ない	グループ 応募 <u>不可</u>
	グループ構成企業	東京都に本店がある	

グループ応募については「Q2-4」もご参照ください。

Q2-3 一般社団法人、一般財団法人は対象になりますか？

一般社団法人や一般財団法人は対象になりません。他にも、学校法人、医療法人、社会福祉法人、特別目的会社、農事組合法人、任意のグループなども対象になりません。

種別	対象
株式会社	○
持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)	○
特定非営利活動法人	×
一般社団法人、一般財団法人	×
事業協同組合、商工組合	○
学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、農事組合法人	×
特別目的会社	×
任意のグループ	×
個人事業主	○

Q2-4 グループ応募を検討しているのですが、グループ構成企業に制限はありますか？

構成企業も代表企業と応募資格は同一です。ただし、構成企業の所在地については都内・都外を問いません。

Q2-5 昨年 11 月に設立したばかりの、役員のみ会社なのですが、応募しても大丈夫ですか？

応募資格を満たしていれば、業歴は問いません。設立間もない役員のみ企業が受賞した例もございます。

Q2-6 ベンチャー企業ではないのですが、対象になりますか？

応募資格を満たしていれば、ベンチャー企業でなくてもご応募いただけます。

Q2-7 社名変更を予定していますが、変更前の社名で応募しても問題ありませんか？また、変更後に応募した方がよいですか？

応募締め切り前に社名変更の登記が完了する場合は、社名変更後に、申請をお願いします。その際は、履歴事項全部証明書も、新しい社名のものを添付して、ご提出をお願いします。

Q2-8 締め切り時点で社名変更登記が間に合わない場合、どうすればいいですか？

締め切りまでに新社名の登記簿謄本が間に合わない場合は、エントリー及び資料の提出は、現社名で申請をお願いいたします。登記が完了次第、履歴事項全部証明書と新社名での申請書の差し替えをお願いします。

Q2-9 中小企業者の定義を教えてください。

「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定される以下のいずれかを満たすものです。

業種	資本金	常時雇用する従業員
製造業・建設業・運輸業・ソフトウェア業・ 情報処理サービス業・その他業種	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業の一部	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

情報通信業のうち、以下の業種分類はサービス業に該当するものします。

大分類	中分類	小分類
情報通信業	放送業	全て
	情報サービス業	管理、補助的経済活動を行う事業所
	映像・音声・文字情報 制作業	映像情報制作・配給業
		音声情報制作業
		広告制作業
	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	

審査に関する質問

3 審査方法、審査基準について

Q3-1 審査方法や審査基準が知りたいです。

審査は、①応募書類について審査を行う書類審査(一次審査)、②応募者による製品等、プレゼン及び審査委員からの質問を通して審査を行うプレゼン審査(二次審査)、③書類審査とプレゼン審査の結果を基に授賞の適否を判断する表彰候補審査(三次審査)に分かれています。プレゼン審査については、書類審査通過後に事務局よりご案内する時間・場所に、応募内容について説明できる方にお越しいただきます。

なお、②プレゼン審査を通過したものについては、事務局による企業訪問(企業の所在や事業活動等の実態確認)を実施する場合があります。

主な審査基準は、「新規性・創造性」、「(技術的)完成度」、「独自性」、「市場性」、「成長性」の5つです。応募用紙やプレゼン内容は、この審査基準に沿ってご作成いただくことをお勧めしております。

詳細は「募集要項 5審査」をご参照ください。

Q3-2 受賞企業決定までのスケジュールを知りたいです。

以下のようなスケジュールを予定しています。場合により時期や内容に変更がでる可能性もありますのでご了承ください。

5月30日(金)必着	申請締切	提出方法はオンライン申請
6月上旬～7月上旬	一次審査(書類審査)	審査結果は通過・不通過に限らず全員に通知します。通過者へは二次審査日時・プレゼン資料についてもご案内します。
7月下旬～8月上旬	二次審査(プレゼン審査)	審査結果は通過・不通過に限らず全員に通知します。通過者へは三次審査以降に必要な書類をご案内します。
8月	企業訪問	事前に日程調整の連絡をします。
8月下旬～9月上旬	三次審査(表彰候補審査)	事前に製品サンプルなどのお貸出しをお願いする場合があります。
9月	受賞企業決定(内定)	
～11月	結果通知発送	通過(受賞内定)・不通過に限らず全員に通知します。
11月(予定)	表彰式	産業交流展のメインステージで行われる予定です。受賞者には原則ご出席いただきます。

受賞製品等について、受賞企業パンフレット・受賞パネルを表彰式・産業交流展で配布・展示するため、9月～10月にかけて、画像素材の提供や文章校正にご協力いただきます。また、受賞企業パンフレット以外にも制作物を作成する場合がありますので、その際はご協力をお願いいたします。

Q3-3 二次審査では、どのような内容のプレゼンをすればよいですか？

一次審査を通過された方へ、詳細をご案内いたします。基本的には応募内容をご説明いただきますが、応募用紙の審査基準をご参考に内容をご検討ください。プレゼン時間は限られておりますので、時間内におさまるよう事前に練習をお願いいたします。

Q3-4 企業訪問では何を見られるのですか？

事務局にて、企業の所在や事業活動等の実態確認をするために行います。所要時間は1時間程度です。

4 応募用紙の作成について

Q4-1 提出後に応募用紙の内容は変更できますか？

応募用紙等提出書類は、提出後の加筆・修正等できません。ただし、提出書類に不備がある場合、事務局から修正等を依頼することがあります。

Q4-2 事前に応募用紙の記入についてアドバイスをしてもらうことはできますか？

他の応募者に対し公平性が損なわれる観点から、個別のアドバイスは行っておりません。記入例をご参照いただき、ご不明な点があれば事務局までお問い合わせください。

Q4-3 応募にあたり、応募内容について個別に相談することは可能ですか？

5月中旬ごろより申請個別相談会を開催しますので、ご相談したい内容がありましたら是非ご参加ください。なお、申請個別相談会へのお申込みは後日ホームページにてお知らせします。また、申請書の書き方についてはお伝えできませんのであらかじめご了承ください。

Q4-4 ビジネススキーム欄に「オープンプライス」とだけ記載しても問題ありませんか？

オープンプライスであることに加えて、販売代理店との契約内容(例えば、手数料〇%)や、〇〇円～〇〇円などの概算範囲で示していただければと思います。

Q4-5 必要な許認可が既に取得済みの場合、「不要」と記載して問題ありませんか？

申請書の「2. 申請製品等について」の「申請製品等の生産・販売・提供には許認可等が必要ですか？」について、申請対象となる商品を生産・販売・提供するには外部機関からの許認可が必要な場合、申請書の『必要』に☑をいれ、取得内容をご明記頂いたうえ許認可の証明書の写しを添付していただく必要があります。

Q4-6 申請内容が外部へ公表されることはありますか？

申請書内容に関わる情報の取扱いにつきまして、今後三次審査を通過した製品等は、申請書等に記載されている情報を表彰式や報告書等の公表用データとして使用する場合がございますので、公表可能なデータをご提出ください。

なお、受賞された場合は、受賞者の承諾を得た範囲で、その製品等の情報を一般に公開いたします。それ以外の場面においては、申請書の内容を公開することはございません。

Q4-7 Macを使用していると申請書のレイアウトが崩れますが、どうすればよいですか？

PDF ファイルをメールで個別にお送りしますので、お問い合わせください。

PDF ファイルをお受け取りになりましたら、紙に印刷・手書きで記入し、スキャンして PDF ファイルをご添付ください。

5 提出書類・提出方法について

Q5-1 申請にあたり提出する書類を知りたいです。

申請用紙、知的財産に関する書類、カタログ・パンフレット・プレゼン資料等です。
※詳細は「募集要項 9申請方法 (2)提出方法」をご参照ください。

Q5-2 知的財産に関する書類は何を提出すれば良いですか。

最新の状況に合わせて、以下の資料をご提出ください。

- ・出願済、公開前の場合…出願明細書・出願番号がわかる書類
- ・公開済、権利化前の場合…公開特許公報
- ・権利化後の場合…特許(掲載)公報
- ・他社権利利用の場合…上記に加えて、実施許諾契約書

また、番号等の確認だけでなく、お送りいただいた書類をもとに知的財産に関する調査を行いますので、図面等が含まれている場合には、全てご提出ください。非公開とされた場合は、その部分の技術については「審査の対象外」となります。他の特許を侵害していないか等については『特許情報プラットフォーム | J-PlatPat [JPP]』で検索できます。→<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

Q5-3 提出方法は？

オンラインでの申請を受付けます

下記 URL の申請フォームから、募集要項P11「別紙1:提出書式一覧」一式をご準備のうえ、お申し込みください。

<https://venture-award.metro.tokyo.lg.jp/>

Q5-4 提出後に提出資料の返却はしてもらえますか？

原則、返却できません。

Q5-5 二次審査(面接審査)前に追加で提出が必要な書類は何ですか？

書式や内容の詳細は一次審査を通過された企業宛てに事務局よりご案内します。

1) 必要な提出書式

募集要項P11「別紙1:提出書式一覧 一次審査通過時に必要な提出書式一覧」記載の書式をご提出ください

2) プレゼン資料等

昨年度は、プレゼン資料、応募製品(現品サンプル等)をご用意いただきました。

なお、二次審査通過後は以下の書類をご提出いただくことを予定しております。(変更となる可能性もありますので、予めご了承ください。)

- ・必要が生じた場合、サンプル品の提出
- ・産業交流展出展に向けて写真や画像、展示内容説明の文章等

※ この他、審査にあたり必要な書類を別途ご提出いただく場合があります。

6 その他

Q6-1 表彰式はいつ、どこで行われますか？

令和7年11月(予定)に、東京ビッグサイトで行われる産業交流展 2025 内で開催する予定です。

Q6-2 受賞したらロゴマークを使用できると聞きましたが、データを貰えますか？

ロゴマークのご利用には、申請が必要です。受賞企業へは、表彰式以降、事務局より申請方法や利用についてのご案内を差し上げます。

Q6-3 受賞後の支援について知りたいです。

受賞企業には販売促進支援を実施いたします。ご要望がございましたら、東京都及び東京都中小企業振興公社の支援メニューをご紹介します。なお、東京都ベンチャー技術大賞の受賞が応募要件のひとつになっている助成金や融資もございます。(いずれも採択等を保証するものではありませんのでご注意ください。)

<メニュー例>

- ・各種助成金
- ・事業可能性評価事業
- ・中小企業ニューマーケット開拓支援事業
- ・海外展開総合支援事業
- ・東京都中小企業制度融資 産業力強化融資 チャレンジ

Q6-4 どのような点が評価されて受賞に至ったかを知りたいです。

募集要項にも記載のとおり、審査結果・審査内容についてのお問い合わせにはお答えいたしかねます。